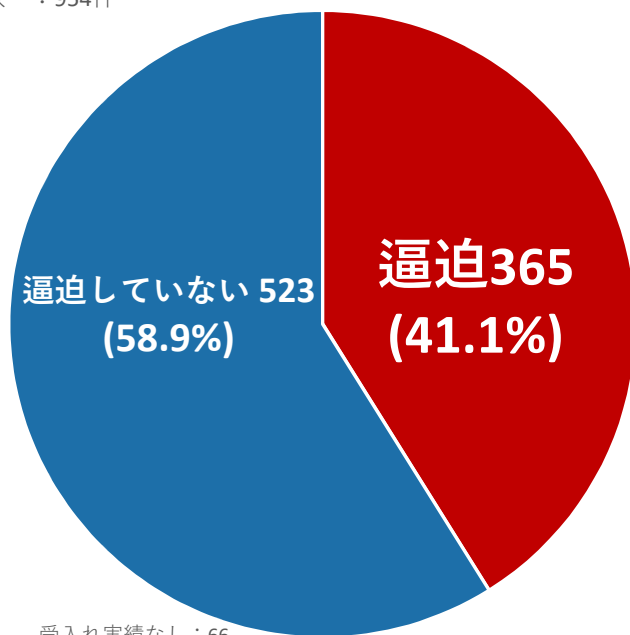

自主療養のあり方について

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部
2022.1.26 v1.8

1 - 1 発熱診療等医療機関の逼迫状況

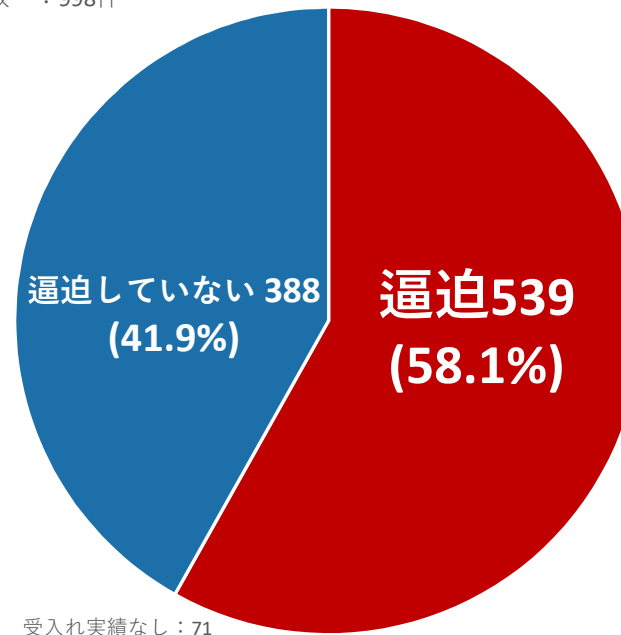
2022/1/11(火)～1/17(月)の逼迫度合い

調査期間：2022年1月18日（火）～1月20日（木）
対象機関：発熱診療等医療機関 約2,000機関
回答数：954件



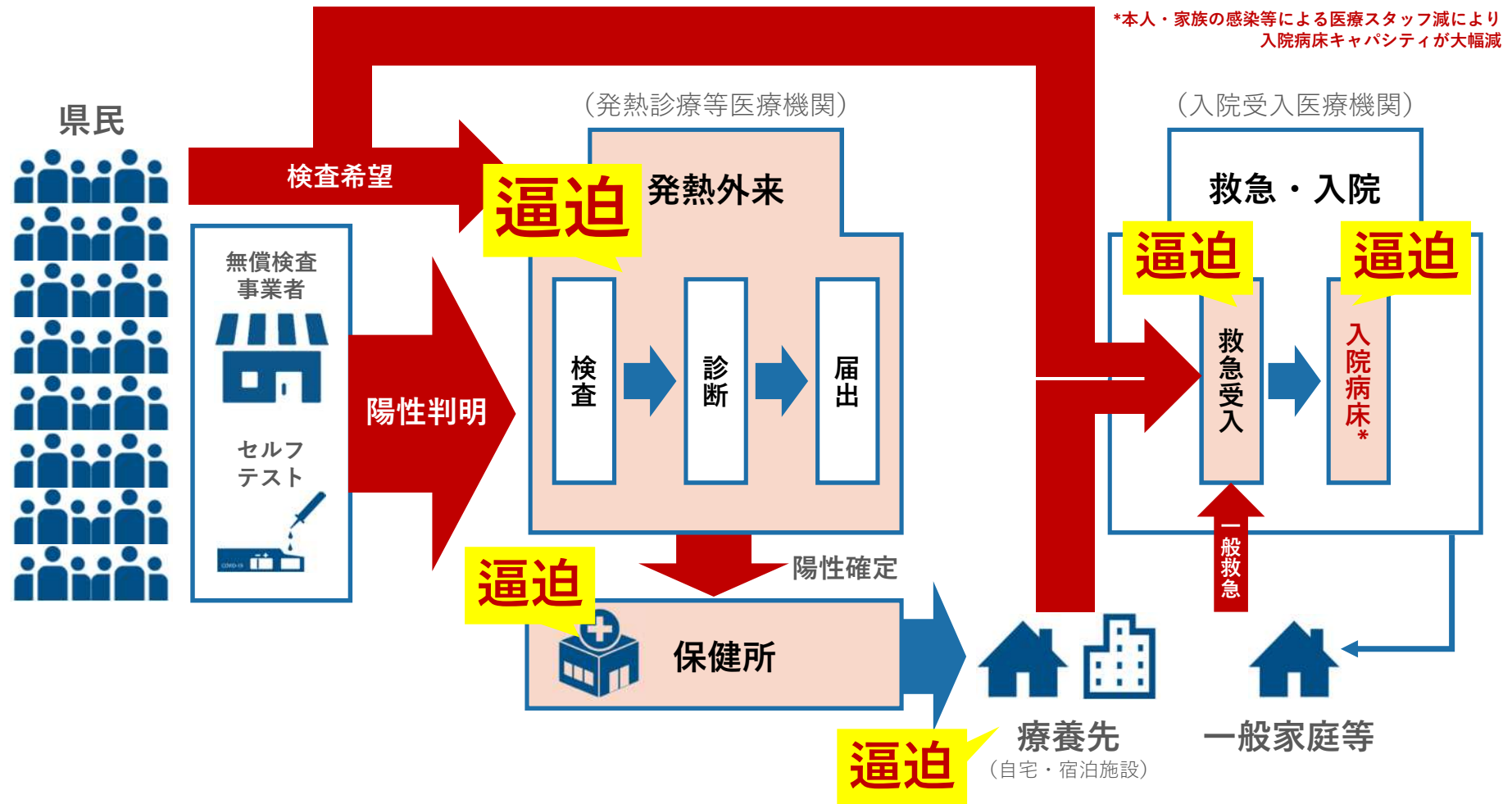
2022/1/18(火)～1/24(月)の逼迫度合い

調査期間：2022年1月24日（月）～1月26日（水）14時
対象機関：発熱診療等医療機関 約2,000機関
回答数：998件

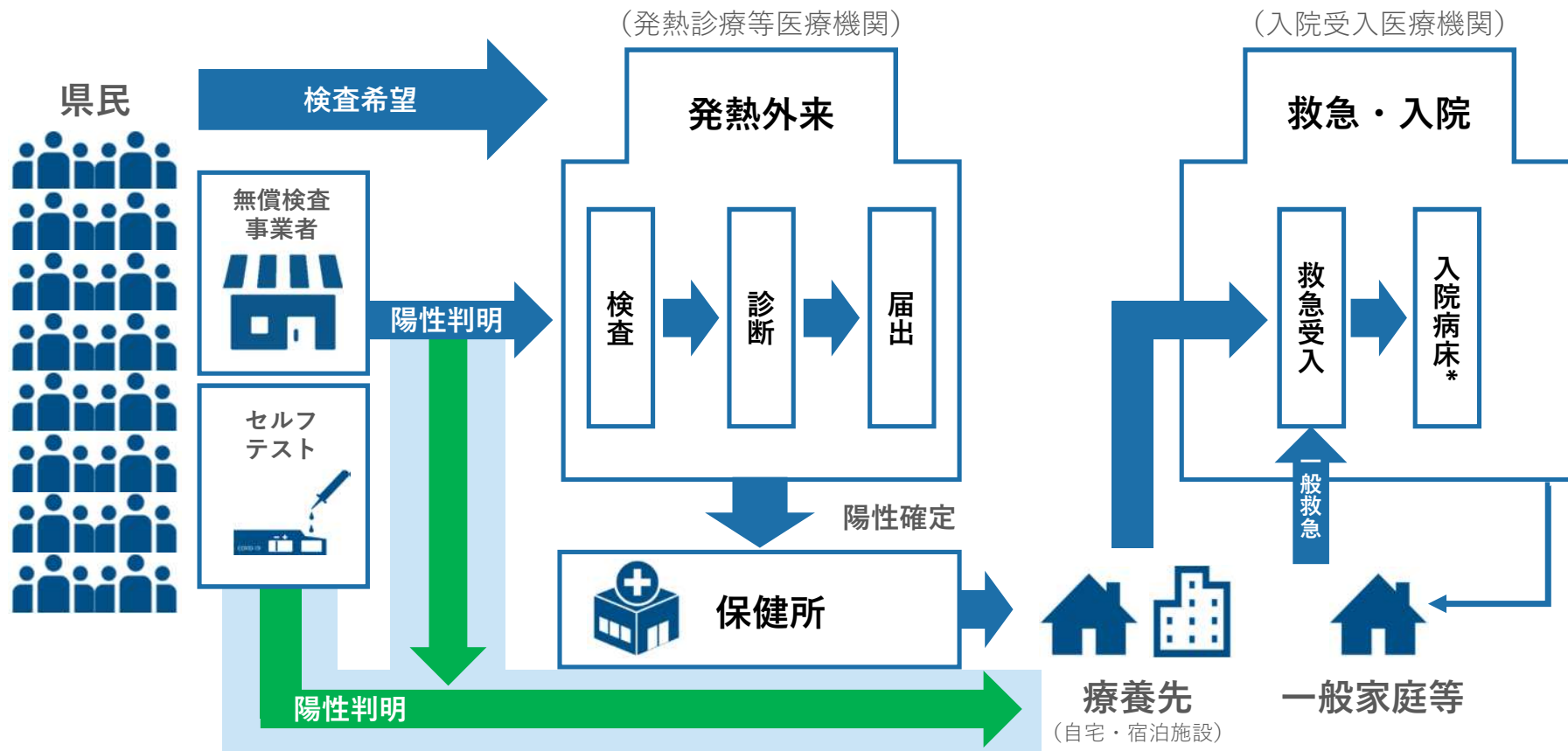


発熱外来医療機関は現在 **58%**が逼迫している

1 - 2 第6波の保健・医療体制逼迫の構図



1 - 3 医療逼迫を防ぐ負荷分散・タイムリーな療養開始イメージ



2-1 フォローアップを優先的に行う対象

2022.1.21感対協資料



優先してフォローアップを行う療養者を

重点観察対象者と呼ぶ

※発生届の内容から特定する

重点観察対象者の定義

次の**いずれか**の条件を満たすこと

年齢

50歳以上もしくは**5**歳以下

酸素飽和度

SpO2値**95**以下

リスク

重症化リスク因子あり（妊娠含む）

2 - 2 2022.1.24厚労省通知

事務連絡
令和4年1月24日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B.1.1.529系統（オミクロン株）については、多くの地域で急速な置き換わりが進んでおり、新型コロナウイルスの感染が急拡大しています。これまで健康観察・診療を実施する医療機関の拡大など自宅療養の支援体制の強化を図りつつ、確保病床を即座に稼働できるようにするとともに、臨時の医療施設等の開設準備に迅速に着手するなどの取組をお願いしてきました。今後、感染者が継続して増加した場合、これまで以上に多くの有症状者が外来を受診し、検査や受診に多くの時間を要する可能性があります。現在の新型コロナウイルス感染症の外来診療の状況として、いわゆる発熱外来について、相談の電話が繋がりにくい、予約が取れないといった状況が一部生じている地域もあり、迅速に健康観察等に繋げるため、患者自身が検査キット等により陽性になった場合に、医師が常駐するフォローアップセンターで受け付け、健康観察を開始するといった対応を講じる方針の自治体もあります。

こうした一部の自治体における検討・対応状況や、専門家の意見を踏まえ、今後感染がさらに継続して急拡大した場合に備え、患者の症状や重症化リスク等に応じて、適切な医療の提供が確保されるよう、自治体（都道府県又は保健所設置市）の判断で下記の対応を行うことが可能であることをお示しします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

1. 地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合
当該場合には、自治体の判断で、以下①～③の対応を行うことが可能であること。
①発熱等の症状がある場合でも、重症化リスクが低いと考えられる方（※1）については、医療機関の受診前に、抗原定性検査キット（※2）等で自ら検査してい

1

令和4年1月24日 厚労省事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」

1 診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況の場合は、自治体判断で次の対応が出来る

① 有症状の低リスク者にセルフテスト後の受診を呼びかける

この時、医師の判断で受診時の検査を行うことなく、本人が提示する検査結果を用いて確定診断を行ってもよい

② 電話・オンライン診療を積極的に活用

③ 同居家族感染時は検査を行わなくても臨床症状で診断可能

この場合は疑似症患者として発生届を提出すること

2 外来医療の逼迫が想定される場合は、自治体判断で次の対応が出来る

○ 軽症の低リスク者は自らの検査結果で健康観察を受けられる



行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンターに自らの検査結果を連絡することで、ITを活用した双方向の健康観察を受けられる。

体調が悪化した場合は、健康フォローアップセンターの医師が発生届を提出する。

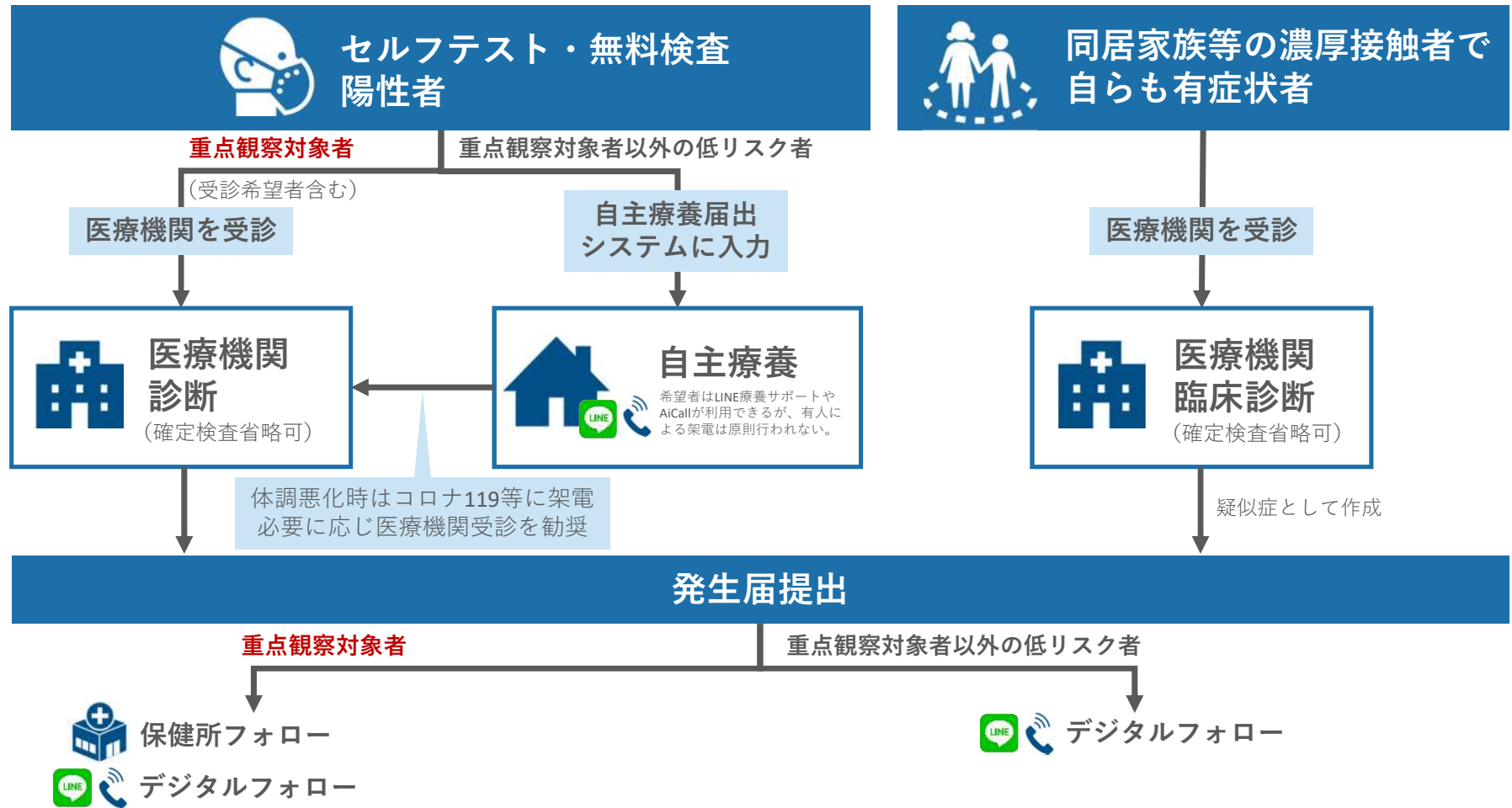


低リスク者本人の判断で検査結果を報告し
フォローアップが始まるシステム構築が必要

2 - 3 2022.1.24厚労通知と県の実施の対比

		1.24厚労通知	神奈川県の実施
		 厚労省	 神奈川県
1	①	有症状の低リスク者にセルフテスト後の受診を呼びかける	抗原検査キット配布事業／事前購入の勧奨
	②	電話・オンライン診療を積極的に活用	従前から活用中
	③	同居家族感染時は検査を行わなくても臨床症状で診断可能	「医療機関での確定検査を省略できるケース」として提示済（2022/1/21感対協）
2		軽症の低リスク者は自らの検査結果で健康観察を受けられる	「医療機関での確定検査を省略できるケース」として提示済（2022/1/21感対協）
		ITを活用した双方向の健康観察	LINE療養サポートやAiCallを活用／コロナ119

2-4 2022.1.24厚労省通知を受けた整理



2-5 ステップ別の療養サービス提供基準

2022.1.21感対協資料

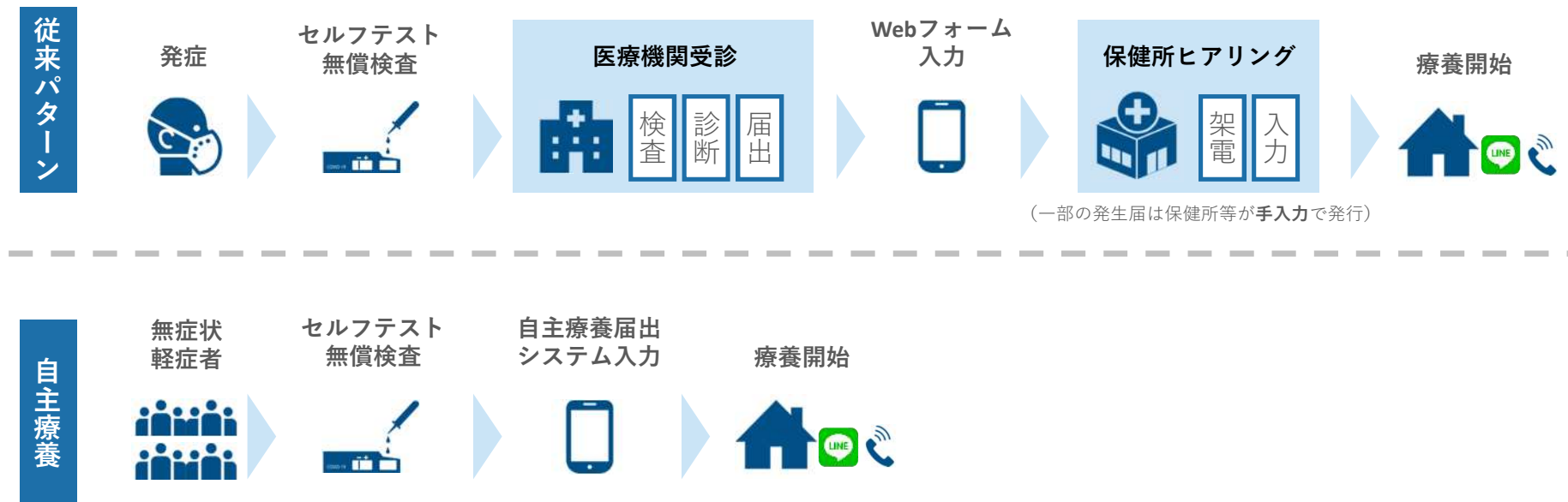
	ステップ2		ステップ3		
	重点観察対象者	左記以外	重点観察対象者	左記以外	セルフテスト
パルスオキシメーター	○	○	○	×	×
配食サービス	○	○	○	×	×
LINE	○	○	○	○	○*
AiCall	○	○	○	○	○*
体調不良時の架電健康観察	○	×	○	×	×
安否確認	スコア3以上	×	スコア5以上	×	×
コロナ119	○	○	○	○	○
療養証明	○	○	○	○	自主療養届

○に変更

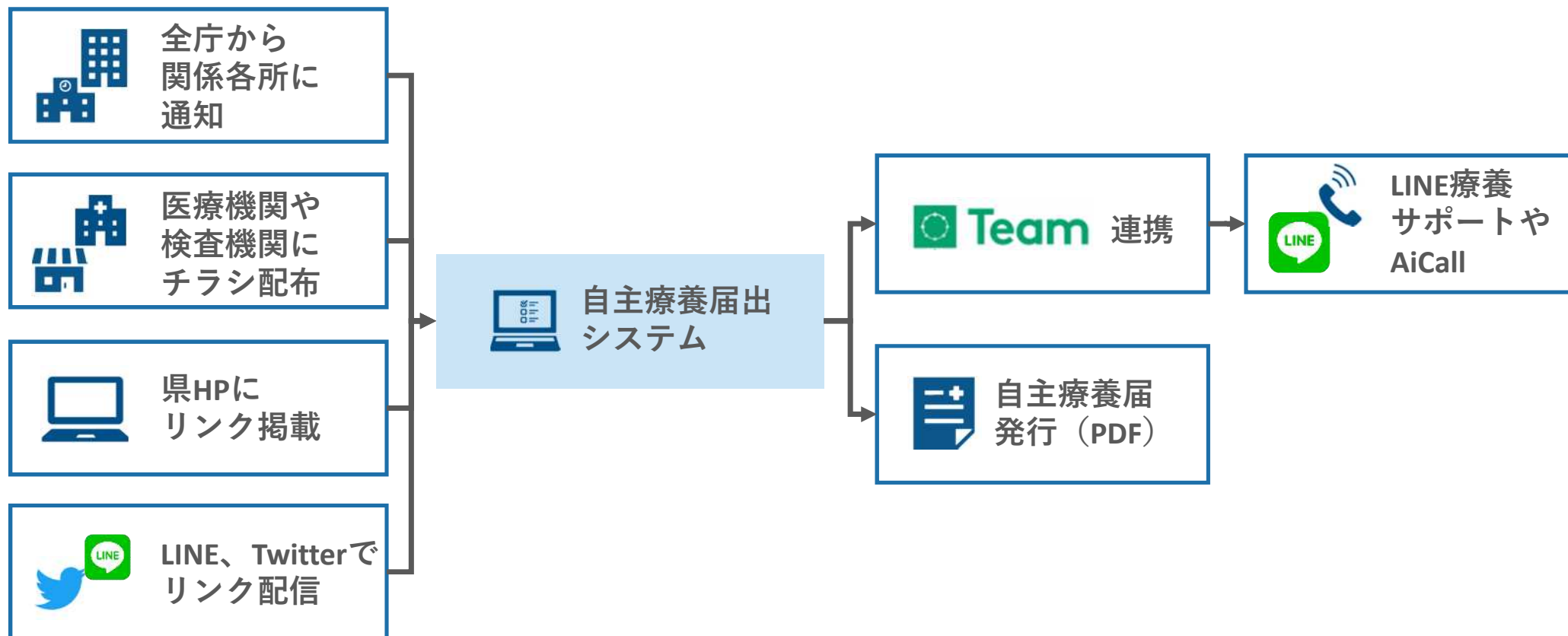
*行政の健康管理は行わないが、セルフチェックのツールとして使える
キャパシティの問題から頻度などは調整する

2-6 新たな療養開始パターン「自主療養」

従来医療機関から発生届が出されることを前提としていた陽性者管理に加えて、厚労省通知に基づき、**本人のセルフテスト等による陽性判明時点から即時に療養を開始できる仕組みを構築**



3-1 システム俯瞰図



3-2 自己申告による感染蔓延防止の新たな分類（法人・個人）

飲食店への対応



- 飲食店が感染症対策の取組を入力すると**自動で発行**
- **協力金の要件**として位置づけ

県民

New!!

神奈川県 新型コロナウイルス感染症
自主療養届

※自治体が行った新型コロナウイルス感染症に関する調査に回答していることを確認したため、「自主療養届システム」を利用して、神奈川県に対し自主療養を届けることを届けてください。

届出者の情報

氏名	神奈川県 太郎
生年月日	1985年 4月 2日
住所	神奈川県横浜市神奈川区日本大通1
Eメールアドレス	tanagawa_tom@gmail.com
届出日	2022年1月20日
療養終了予定日(目安)	2022年1月30日 【療養終了日については自治体へ、相談のうえお知らせください。 自治体から届けていただく療養届の届出は必要ありません。】

発行日 年 月 日
（自治体発行の日付から発行されます）

発行：神奈川県保健医療部

※画像は開発中のイメージです。

- 県民が療養に必要な情報を入力すると**自動で発行**
- **通学先、保育先、勤務先等に提出できる書類**として位置づけ

3-3 自主療養届出システムで扱う情報（調整中）



自主療養届出
システム

項目	入力する情報
基本情報	<ul style="list-style-type: none">氏名生年月日住所メールアドレス身長・体重
健康情報	<ul style="list-style-type: none">発症日基礎疾患の有無妊娠（可能性含む）の有無抗原検査キット/無料検査の検査結果が分かる画像
自主療養届関係情報	<ul style="list-style-type: none">提出先の組織名称、所在地、連絡先

自動発行



自主療養届の印字情報

- 氏名
- 生年月日
- 住所
- メールアドレス
- 発症日・療養終了予定日
- 発行日

4 - 1 Q&A①

Q1 自主療養届を登録できるのは誰を対象にしていますか？

A 低リスク者、具体的には、6歳以上49歳以下であることが前提です。また、基礎疾患がある方や、肥満の方や、妊婦の方は対象外ですので、本システムを利用せず、医療機関に受診ください。

.....

Q2 5歳以下の子供も登録して良いですか？

A いいえ、5歳以下の子供については本システムを利用せず、医療機関に受診ください。

.....

Q3 自主療養届の発行はいつからいつまでできますか？

A 発症日から10日以内です

.....

Q4 自主療養届の有効期限はありますか？

A 発行日から1ヶ月です。

4 - 2 Q&A②

Q5 抗原定性検査キットでも良いですか？

A システムで画像を添付ください。備考欄にメーカー名、検査実施日を記入ください。

.....

Q6 自主療養届を登録すると受診しなくて良いのですか？

A 自主療養届システムは、低リスク者で自ら健康観察や体調悪化時には医療機関に受診できる方を対象にしています。体調悪化時には、医療機関で受診ください。なお、医療機関に受診し、医師が陽性診断をした場合は、法定発生届が発行され、感染症法に基づく就業制限や外出自粛が要請されます。

.....

Q7 自主療養届を療養に関する民間保険金請求に使えますか？

A いいえ。医療機関を受診し、発生届が提出された場合、神奈川県は療養終了後に別途「療養証明書」を発行しています。自主療養届は、制度開始時点においては、民間の保険金請求に使う想定はしておりません。

4 スケジュール



自主療養届出
システム

県民へのシステム提供開始は

1 / 28 (金) から!

(1/27夜間にリリース、変更時はホームページでアナウンス)